

# 斌柔会 会則

## 第1条 (名 称)

本会を、斌柔会（以下、本会）と称する。  
また、本会の所在地は、株式会社ロジスト内に置く。

## 第2条 (目 的)

本会は、神戸国際大学附属高等学校柔道部（以下、柔道部）の部活動に理解を深めるとともに、支援と助成を行うことを目的とする。

## 第3条 (事 業)

本会は、上記の「目的」を達成するため、広く会員を募り、会員の納付した会費等を柔道部の後援のための活動費に充てるものとし、次の事業を行う。

- (1) 遠征、合宿等の活動費の補助
- (2) 環境整備、物品購入の補助
- (3) その他、目的達成のための事業の実施

## 第4条 (資 格)

本会の会員は、本会の目的に賛同し、会費を納入した個人又は法人、その他の団体をもって構成する。入会を希望する、個人及び団体、企業は入会申請書（別記様式）に必要事項を記入の上、会費の納入をする。本会の会員は、入会日から当該年度末までとする。  
本会の目的に賛同いただけない、会員内でトラブルが生じた等、本会総会の決定（過半数の賛同を得られた場合）により、会員資格の喪失となる。

## 第5条 (会 費)

本会の会費は、年会費として、1口10,000円とし、それぞれ1口以上とする。  
本会の会計年度は毎年4月1日～翌年3月31日までとする。  
本会の年会費は、口数の多少にかかわらず、全ての会員は平等である。  
本会の役員会、総会及び懇親会等の費用については、その都度、徴収する。  
後援会費の年次途中の退会等による返金を行わない。

## 第6条 (役 員)

本会の役員は次の通りとし、役員任期は1年とし、第7条の規定により行われる総会にて選任される。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名
- ・運営委員 若干名
- ・監事 1名
- ・会計 1名

## 第7条（会 議）

### （1）総会

構成員は、すべての本会会員とする。本総会は、出席会員と書面による表決の意思表示をした者および委任状提出者の合計が、会員総数の過半数により成立する。

年1回書面にて、事業報告及び会計報告その他（審議事項、会則変更等）を行う。

各報告、審議については会員の過半数の承認を得る必要がある。

（毎年6月末を予定）

但し、会員の出席が必要と役員会が認めた場合は集会形式とする。

### （2）役員会

必要に応じて、会長または役員が招集し、役員が参加する。

## 第8条（反社会勢力の排除）

本会の会員は、現在・将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約する。

（1）暴力団員または暴力団関係者

（2）暴力団関係企業またはフロント企業

（3）総会屋、社会運動標ぼうゴロ等

（4）特殊知能暴力団等

（5）その他前各号に準ずる者

## 第9条（附 則）

附則1 この会則は令和3年10月10日から施行する。

附則2 この会則は令和7年6月27日から施行する。（総会の変更）